

※用紙の都合上、発行部数を少なくしていますので、周りの方にもお知らせください。

平成28年5月2日 発行
＜編集と発行＞
西原村役場 企画商工課
TEL: 279-3111
〒861-2402
西原村大字小森3259

- ◎ 災害廃棄物の取扱いについて
- ◎ り災証明書の申請受付開始

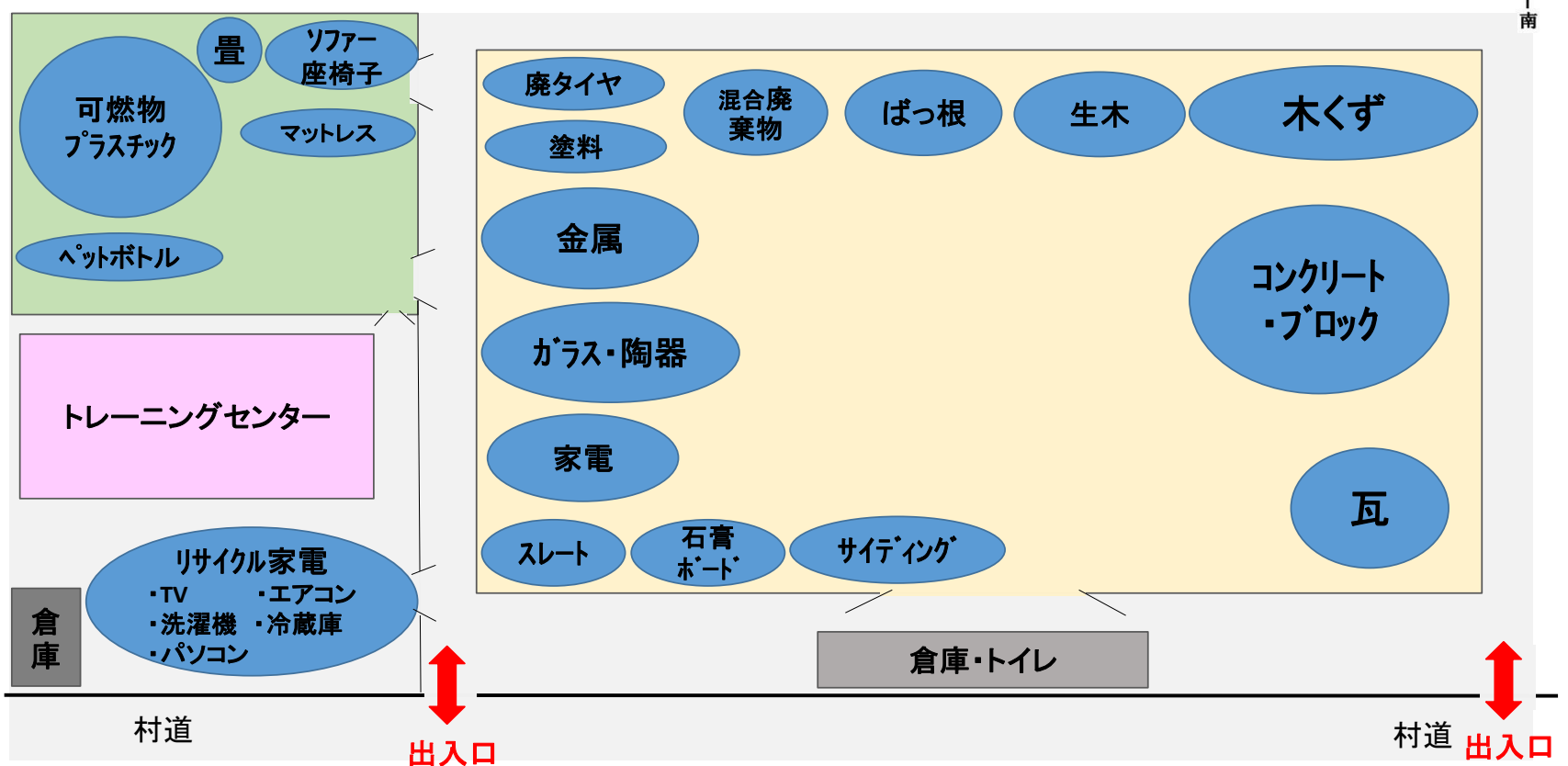
災害廃棄物の搬入について（お願い）

現在、災害廃棄物の受入れについては村民グラウンドで行っていますが、事前のゴミの分別を行わなかったり、ゴミの置場所のルールを守らない人が多数見受けられます。

搬入に当たっては、事前にゴミを分別し、作業員の指示に従って置き場所のルール等のマナーを守り、災害廃棄物仮置場の円滑な運営にご協力ください。

なお、他市町村からの災害廃棄物の搬入が多発していることから、災害廃棄物の搬入に当たっては、許可証を掲示していただくことにします。許可証は区長さんや役場などで配付しております。不明な点は役場住民課（279-3111）にお尋ねください。

災害廃棄物仮置場 見取図（村民グラウンド）



災害廃棄物搬入時の注意事項

- 災害廃棄物の受入時間は、天候等の状況により変更になります。
- 受入時間については毎朝防災無線で放送しております。搬入時間が分からない場合は、役場住民課（279-3111）にお尋ねください。

アスベスト対策及び防じんマスクの着用について

- ・ 災害発生現場では、日常的に粉じんが舞っており、呼吸器障害（急性肺炎・気管支炎・肺結核など）への注意が必要です。
- ・ 特に、がれきや土砂の撤去及び建物の解体現場では大量の粉じんが発生し、その中には、人体に危険なアスベスト（石綿）が含まれている場合があります。
- ・ 災害発生現場では、普段からマスクを着用していただき、野外に長時間いる場合や粉じんが多く発生する作業現場では、防じんマスクを着用してください。

「り災証明書」及び「被災証明書」の申請受付開始！

「り災証明書」及び「被災証明書」の申請受付を開始しました。初日ということで受付窓口は混雑しておりましたが、大きな混乱もなく申請受付を行うことができました。

「り災証明書」の申請をされる方は、役場入口左手の税務課窓口で、「被災証明書」又は「事業資産用り災証明書」の申請をされる方は役場入口入って右側の住民課窓口で受付を行っております。

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

西原村は村内全戸の住家調査を行うことになっており、り災証明書は調査終了後に発行しますので、発行まで1ヶ月程度時間を要します。

なお、調査終了後に申請された場合は、即発行が可能です。

地区指定による受付日程

日程	受付地区
5月1日(日)	布田、小森東(畑、風当より東)
5月2日(月)	小森西(名ヶ迫、万徳より西)
5月3日(火)	宮山、鳥子
5月4日(水)	大字河原(谷、上あげ、下あげ)
5月5日(木)	高遊、地区に入っていない方
5月6日(金)	高遊、地区に入っていない方
5月7日(土)以降、地区指定なし	



申請受付会場(役場)入口の様子



申請書受付窓口

!! 証明書申請に当たっての注意事項 !!

- ◆ り災証明申請は、家屋の損壊を証明するものですので、添付する写真は家屋のみ分けてお持ちください。
※写真をデータでお持ちの方は家屋の写真をフォルダに分けてお持ちいただくようご協力お願いします。
- ◆ 家屋の損壊部分の写真はどの部分かが分かるように接写を避けて撮影してください。
- ◆ 写真をデータで持参される場合、パソコンに接続できるUSBケーブルをお持ちの場合はご持参ください。
- ◆ 被災証明書を申請される場合は、提出先の保険会社等に必要な証明事項等を事前にご確認ください。

ご不明な点等ございましたら西原村役場までお尋ねください。

TEL:279-3111

デマ・流言・チェーンメール等にご注意ください！

事実無根の情報やうわさに振り回されず、

根拠のある正しい情報に基づいて行動しましょう。